

社会福祉と「誠意」(Ⅱ)

— 社会福祉の価値規範の視点からのアプローチ —

倉 田 康 路

Social Welfare and “Seii” (Ⅱ)

— The Approach from the Viewpoint of the Moral Principles
of Social Welfare —

Yasumichi Kurata

I. はじめに

本稿は本紀要前号でまとめた拙稿「社会福祉と『誠意』(Ⅰ) — かかわりの概念としての誠意の含意と諸相 —」¹⁾に続く論考である。テーマとして「社会福祉と誠意」を取りあげた理由は次のとおりである。社会福祉実践は、直接的あるいは間接的に人（援助を行う人やその人たちの集まりである組織など）と人（援助を受ける人や家族など）とのかかわりのなかで展開される。そのかかわりにおいては援助の対象となる人たちの価値観やものの考え方、感じ方を理解することが大切である。人の価値観やものの考え方、感じ方は生まれ育った環境や長い歴史をとおして培われてきた文化などによって身につくものであろう。日本人には日本人特有の価値観やものの考え方、感じ方があるものと思われる。その日本人特有の観念の一つとして「誠意（誠実）」に着目するものである。「誠意」は古代より現代にわたり形成され、他者に対して、また、自己に対して標榜され、意識化された観念といえ、人と人とのかかわりのなかで展開される社会福祉実践においても同観念が作用し、機能するものと推測される（再掲）。以上のような問題意識を背景に前稿ではその端緒として誠意そのものに焦点化し、誠意とは何か、概念上からアプローチするものであった。そこで得られた主な知見を以下にまとめておきたい。

①誠意の一般的概念として「私利私欲がない」「正直」「まごころ」「まじめ」「相手の立場をくみとる」があげられた。このことから「誠意」とは「私利私欲をもたず、相手の立場をくみとり、正直に、まごころをもって、まじめに事にあたる気持ち」ということになる。また、誠意を構成する単位要素はいくつかの局面に分類され、純粹性、無私性、真摯性の3つの性格的局面から構造化されているものといえる。

②誠意の概念は、古代における「清明」の心、中世における「正直（セイチョク）」の心、近世における「誠」の心が積みあげられていくなかで肉付けされ、近代に入り、こんにちに形成される誠実なる心としての意味をもつ「誠意」となって結実する。「誠実」は、純粹性、無私性に加えて、真面目など真摯性を含む要素をもって構成される心性をあらわす。

③誠意は観念としての「ものの考え」ととどまらず、人びとの守り行うべき道や善悪を判別する「倫理」として、行動や判断の基準となる「規範」として、物事を評価するときの基準となる「価値」となって指針を示すものの一つとなっている。そして、家庭、職場、地域など集団、組織、社会のレベルで受け入れられ、普遍化されている。

④「誠意」は特に人とのかかわりや人間関係のうえで重視され、観念の具体化が展開されている。「誠意」はすべてに当てはまる人とのかかわりや人間関係において意識化されている観念といえる。しかし、誠意の含意は一様のもではなく、関係性によって、また、場面によって異なる。つまり、誰の誰に対する誠意なのか、その誰と誰はどのような関係にあるのか、そして、それはどんな状況のなかでの誠意なのかが問われる。

⑤誠意への批判としての主観性が指摘されている。この場合、誠意を構成する純粹性という要素が主に誰にむけられているものであるかが重要となる。自己にむけられた純粹性であるのか、他者にむけられた純粹性であるのかによって主観性の程度は異なってくる。自己にむけられた純粹性の場合、自己のなかで完結し、他者にむけられる純粹性の場合、他者とのかかわりや社会とのかかわりのなかで展開される。また、誠意を取りまく人や状況の違いなどによって主観性の要素が含まれる程度は異なり、誠意の示し方や受け止め方も異なってくる。

本稿以降次号を含めての論考では以上に得られた誠意に関する知見を踏まえて社会福祉の領域にあてはめて検討を試みることにしたい。本稿ではマクロの視点から社会福祉の概念や対象者の特性などを含めて主に価値規範に焦点をあて、社会福祉の価値規範として誠意の概念を位置づけてアプローチする。

II. 社会福祉の概念上からのアプローチ

社会福祉の概念規定については時代背景や社会の変化を反映しながらこれまでにさまざまな論者がそれぞれの視点から提起するものとなっている。そのなかでいわば定理的な概念規定となっているのが一番ヶ瀬(1994)²⁾による社会福祉を目的的にとらえる目的概念と実体的にとらえる実体概念として2つに区分したものであろう。同概念規定に基づけば目的概念とは、社会福祉を国民生活の到達すべき目標として位置づけ、実現すべき理想的な状態を意味するものとし、実体概念とは、社会福祉を乳幼児や障害者、高齢者の人たちなどに対して設けられている具体的な施策、制度、サービス、援助活動を指すものとする。実体概念としての社会福祉は、さらに制度としての社会福祉と実践としての社会福祉に分けられる。前者は国や地方自治体などが関与する社会福祉に関する法令や制度などに該当し、後者はその法令や制度などにより提供されるサービスや援助活動など具体的な実践が該当するものとされる。

実体概念としての社会福祉は社会保障との関係から、社会保障の一部門として社会福祉を位置づけ³⁾、社会保険、公的扶助(国家扶助)、公衆衛生および医療とともに説明することができる。個人の責任や自助努力だけでは対応が難しい不測の事態に対して、生活を保障し、生活を安定させるための取組みとしての社会保障において社会保険が疾病、失業、介護など生活上の困難性を予測し、その困難性に備えるために保険料をもとに現金や現物を給付するしくみ、公的扶助(国家扶助)が生活に困窮している状態にある人たちに対して生活保護制度などにより経済的支援を中心に最低限度の生活を保障するしくみ、公衆衛生および医療が疾病の予防や治療、健康の維持増進を図るしくみであるのに対して、社会福祉は人びとの幸福な生活を営んでいくための取組みにおいて、とりわけ、ひとり一人の個別的ニーズに対応して主として対人的なサービスを

提供するしくみであるとされる。

このような目的概念と実体概念からとらえた社会福祉の概念規定に誠意の概念をあてはめてみたとき、まず、目的概念として社会福祉に照準化した場合、誠意は国民生活の到達すべき目標そのものに該当するものではない。誠意はこのころの有りようを示す観念であり、生活の状態を表すものではないからである。しかし、目標、目的にはその背景に理念や価値が存在する。すなわち、標榜し、方向づけられる目標や目的は、思いや思惟、思想など理念や価値によって支えられるものといえる。理念、価値があつての目標、目的であり、これらの概念は有機的に構造化され、一体のものとして機能しよう。理念や価値を持たない目標や目的は空虚であり、虚飾に満ちたものとなる。目的概念としての社会福祉は、到達すべき目標という状態を表すだけではなく、その状態を実現するにむけて作用し、後押しするものとなる理念や価値を含むものである⁴⁾。

誠意は、目標、目的に該当する概念ではないが、理念、価値としての概念に該当する真理に対する心情として位置づけることができよう。そして、前号のとおり誠意概念の形成過程をもってこんにちに至り、同概念が個人の生きかたやものの考え方というだけではなく、家庭、職場、地域など集団、組織、社会で受け入れられるものとなっていることからすれば、誠意に込められる価値は規範となって、判断、評価、行為の社会的な基準としての意味を持つことになる。前号で導き出された誠意に込められる一般的概念としての「私利私欲をもち、相手の立場をくみとり、正直に、まごころをもって、まじめに事にあたる気持ち」としての心情は、後述する社会福祉の目標として設定される人びとの生活の自立や安定、QOLの向上にむけて作用し、後押しする価値規範の一つとなり得る性格を持つものといえるのではないだろうか。価値規範に焦点化したうえでの誠意の検討については次項に述べることにしたい。

次に実体概念としての社会福祉に照準化した場合はどうであろうか。実体概念を構成する制度としての社会福祉と実践としての社会福祉は連結された関係にあり、一連のプロセスにて展開される。それは、社会福祉をどのように展開していくのか政策としての方向性が示され、政策を実行していくための具体的な法令や制度をつくり、法令や制度に基づきながら社会福祉のサービスを援助

技術を用いて提供するというプロセスをたどるものである。上述のとおり、生活上の支援を必要とする人たちの個別的なニーズに対応する取組みとしての社会福祉においては基本的に人と人とのかかわりを通じて問題解決を図ることになる。その人と人とのかかわりは、直接性、密着性、長期性、利用者主体性が強調される。このことから、社会福祉の援助を行う者と援助を受ける者との関係性は良好な関係性が求められる⁵⁾。さらに社会福祉における人と人とのかかわりは援助者と援助対象者との間に限定されるものではない。

社会福祉実践においては事業所や施設などの組織、さらには地域で展開されるなかで組織に所属するメンバー間や他の組織や地域のさまざまなメンバーとのかかわりが生じる。組織内外を含めての多職種連携による援助者間でのかかわり、また、援助対象者を取り囲む家族、近隣、地域住民などのかかわりにおいても相互に良好な関係が求められることはいうまでもない。

実体概念に該当する社会福祉の具体的な施策、制度、サービス、援助活動は、援助者から援助対象者へむけての援助をもって具現化される。誠意は、人と人のかかわりや人間関係を基盤に形成された概念といえる。誠意の営みにより形成される人間関係はラポールを育み、信頼関係の構築に寄与することが期待される。このことから誠意は、人と人のかかわりのなかで展開される援助の場面にアプローチする実践としての社会福祉において対人援助を構成する要素の一つにあげられる援助関係⁶⁾に有効に作用する可能性を有する概念と考えられる。制度としての社会福祉もまた実践としての社会福祉としての援助が展開されるにむけての法的、制度的な枠組みとしての意味を持つことから援助関係を意図した内容が反映されることになる。

Ⅲ. 社会福祉の価値規範からのアプローチ

1. 社会福祉の価値規範の位相

社会福祉は単に物事を客観的に観察、分析、調査するにとどまらず、「働きかける」という社会福祉実践をもって成り立つものであり、実践のない社会福祉はあり得ない。社会福祉の実践は価値に基づく評価的な態度が作用する(秋山 2016)⁷⁾。社会福祉の施策システム構成を3つに分割した場合、マクロレベ

ルに政策部門、メゾレベルに経営（運営）部門、ミクロレベルに援助部門があげられ、これらが総体化され、相互に連動しながら具体的な社会福祉施策が展開されるものとなる（古川 2001）⁸⁾。社会福祉施策の基本的展開プロセスは、政策部門において社会福祉にかかわる法律、政令、省令など政策が策定されることを起点として、経営（運営）部門において政策部門で設定された制度的枠組みに基づいて、権限、情報、財源、職員を動員し、組織的に管理、経営し、最終的に援助部門において援助の対象者となる人たちにむけて社会福祉援助技術を用いて福祉サービスが提供されるというプロセスをたどることになる。終局の場面に位置づけられる援助において援助者であるソーシャルワーカーが援助対象となるサービス利用者にとどのような働きかけを行うかはソーシャルワーカーの主體的な価値判断に依るところが大きい（秋山 2016）⁹⁾。また、政策部門や経営（運営）部門での取組みにおいてもその指標となり、方向づけるものが必要となり、このことに機能するものが社会福祉の価値規範といえよう。

価値規範とは、個人的好悪を離れて社会を通じて客観的に承認されるべき絶対性をもつ価値であり¹⁰⁾、政策、経営、援助をもって展開される総体としての社会福祉を導いていくものが社会福祉の価値規範である。社会福祉の価値規範は、社会福祉の理念や目標などとして設定されることにもなる。社会福祉の理念とは、社会福祉を施策として展開していくうえで貫かれる思いや姿勢を表したものであり、社会福祉の目標とは、理念に基づき社会福祉施策が展開されるなかでの方向性や、目指される到達点を表したものととらえる。

2. 社会福祉の価値規範としての「誠意」

価値規範としての社会福祉の理念や目標と関連づけながら誠意の概念にアプローチしてみたい。わが国の社会福祉は近世までの慈善事業、近代に入ってから社会事業を経て、戦後から形成され、こんにちに至ることになる。社会福祉の理念も慈善事業、社会事業、社会福祉へと変遷するなかで時代とともに変化していく。さらに社会福祉が形成される戦後からこんにちまでの時代においても戦後間もない福祉三法の時代、高度経済成長時代の福祉拡大政策の時代、石油危機以降の福祉見直しの時代、そして、社会福祉基礎構造改革を経た現代へと

変遷していくなかで、社会福祉の対象、範囲、内容、求められるレベルが変化し、時代背景を反映した理念が掲げられることとなる（倉田 2001）¹¹⁾。

かつて社会福祉の対象は貧困者、重度の障害者や重介護が必要な高齢者、親のいない児童などに限られ、居宅ではなく、施設に隔離されたなかで保護、処遇を受けることが一般的であった。そして、劣等処遇の原則にみられるように保護、処遇のレベルは健常者に比して低いレベルに設定されていた。すなわち、社会福祉の対象は限定され、援助の範囲や内容も最低限のレベルにとどめられていたといえる。こんにちにおける社会福祉は social well-being の語に表されるように、ひとり一人の価値観を尊重した暮らしの質の高さや豊かさが志向されるようになってきている。一部の人たちに対する最低限レベルでの社会福祉ではなく、すべての人たちにむけての質の高い生活を実現するための社会福祉へ、そして、特殊な社会福祉から普遍的な社会福祉へと照準を変えるものとなっている。

誠意の概念は特定の分野、領域に限定されて機能するものではない。直接的にも間接的にも人と人のかかわりのある場面すべてにあてはめられる。また、誠意がむけられる対象は誠意をむける存在によって定められる。誠意は、人と人が対等であることを前提として、対象となる他者の主体性を確保しながら懸命に向かい合うことを意味する。このような含意の誠意は、すべての人々を対象として、よりよい生活の実現を図ろうとするこんにちに求められる社会福祉の理念に見合う価値を持ち合わせる概念といえるのではないだろうか。

誠意は、社会福祉の理念の基盤に位置づけられる「人間の尊厳」や「ノーマライゼーション」と結びつけられる概念といえよう。「人間の尊厳」とは、人間の人間としての権利を尊重することを意味する。人は人として生きていく権利を平等にもっている。このような権利について周知のとおりわが国においては憲法で規定されている。憲法 11 条（基本的人権）で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とされ、憲法 25 条（生存権の保障）では「すべて国民は、健康で文化的な最低限

度の生活を営む権利を有する」(第1項)、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」(第2項)と定められている。国民の生活の水準は最低限の生活保障にとどまらず、憲法13条(幸福追求権)において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」として、より高い水準が目指されている。そして、これら健康で文化的な生活や幸福を追求していく権利については、憲法14条(普遍平等性原理)において「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として平等に与えられるものとなっている。

「ノーマライゼーション」は北欧の知的障害者福祉の分野の取組みから提唱されたものであるが、大規模施設での隔離された障害者処遇に対する批判として主張され、高齢者、児童などを含めてすべての人たちが住み慣れた地域のなかであたりまえの生活、ふつうの生活ができるようにしていこうとする考え方として広がってきた。生きかたや生活は画一的なものではなく、ひとり一人の価値観に応じて自由であり、個別的なものである。あたりまえの生活、ふつうの生活を営むことができる社会こそがノーマルな社会であるとする。

これらにあげられる社会福祉の理念において「人間の尊厳」は人間をどのようにとらえ、理解するのか、人間理解にむけての価値規範といえよう。人間とは何か、人間が人間として生きていくとはどのような生きかたをいうのかを追求し、その意義を見出していく人権的概念であり、障害者、高齢者などさまざまな人を支えていく取組みとしての社会福祉の根源となる価値規範としてとらえられる。人権的概念としての「人間の尊厳」は、人間を身体的、精神的、社会的側面から見つめ、その存在の尊さを認めていく。そして、その核心となるものがひとり一人の個としての尊厳性を認める「個人(個性)の尊重」であろう。「社会福祉は個人の尊厳を護り高めることを第一の命題にしている」(加藤 2011)¹²⁾ともいわれている。

人権的概念として社会福祉価値規範の根源に位置づけられる「人間の尊厳」

に対して、「ノーマライゼーション」は社会福祉を実現していくための政策的な概念としての性格を有する¹³⁾。どのような社会が社会福祉の価値に見合う社会なのか、どのような社会の状態が求められるのかについて追求する価値規範といえよう。政策的概念としての「ノーマライゼーション」は、社会福祉の取り組みが、政策、法制度、実践活動とマクロからミクロにわたり展開されていくなかでその起点に位置する政策の指針として掲げられるものといえる。

これらの社会福祉の理念に対して、誠意は、その有する基本的性格としてあげられる純粋性、無私性から、むけられる対象である他者に対しての人格を尊重する概念であるということ、とりわけ無私性から、他者の立場に立ち、意向を尊重するという主体性を重んじる価値が込められる。加えて誠意の概念のいま一つの性格としてあげられる真摯性から、むけられる対象に対して純粋性、無私性をもって懸命に向きあう姿勢が込められる。すなわち、むけられる対象としての他者へのとらえかたは、人格を有する人間（あるいはひとり一人の人間から構成される集団、組織、地域、社会）として対等な関係であることを前提とする。他者に対して、人格を有する人間（同）として尊重することが誠意の基本であり、誠意は人権の概念としての価値規範である「人間の尊厳」を踏まえた概念であるといえよう。

また、誠意は、倫理的規範となって家庭、職場、地域など集団、組織、社会のレベルで受け入れられ、普遍化されているものであることから、社会福祉の政策、法令、制度、サービス、援助活動の一連のプロセスに同概念をあてはめることができる。誠意がむけられる対象は限定されるものではなく、誠意をむける存在によって定められる。誠意をむける存在が、誰に（どこに）誠意をむけるのかを決定することになる。云うまでもなく障害者、高齢者、貧困者など社会福祉援助が必要な人たちも誠意がむけられる対象となる存在であり、これらの人たちを含めたすべての人たちにむけられる誠意はノーマライゼーションの理念を共有する。

3. 「誠意」を取り入れた価値規範の構造化

ここに誠意の概念を社会福祉の価値規範として位置づけ、「人間の尊厳」や

「ノーマライゼーション」の理念、さらには社会福祉援助を行ううえで実践上に求められる理念ともいえる「権利擁護」（後述）や「エンパワーメント」（援助対象者自身が生きていく力を得て、自らの問題を解決していけるように側面的に援助していくこと）とともに同じ枠組みのなかで関連づけてみたい（図「『誠意』を取入れた社会福祉援助を支える価値規範」）。これらの価値規範は社会福祉の対象である人間や社会にむけられるものであり、「人間の尊厳」「誠意」「権利擁護」「エンパワーメント」は基本的にひとり一人の人間にむけられる価値規範、「ノーマライゼーション」は人間が存在する社会にむけられる価値規範として設定することができる。

ひとり一人の人間に直接的にむけられる価値規範としての「人間の尊厳」は、人間をどのようにとらえ、理解するかという視点から援助対象者そのものにむけられる価値として設定され、すべての人間の、人間として生きていくことの権利が認められ、尊厳性が確保されることを追求するものである。「人間の尊厳」を基底に据えたうえで「誠意」が位置づけられ、「人間の尊厳」を確保し

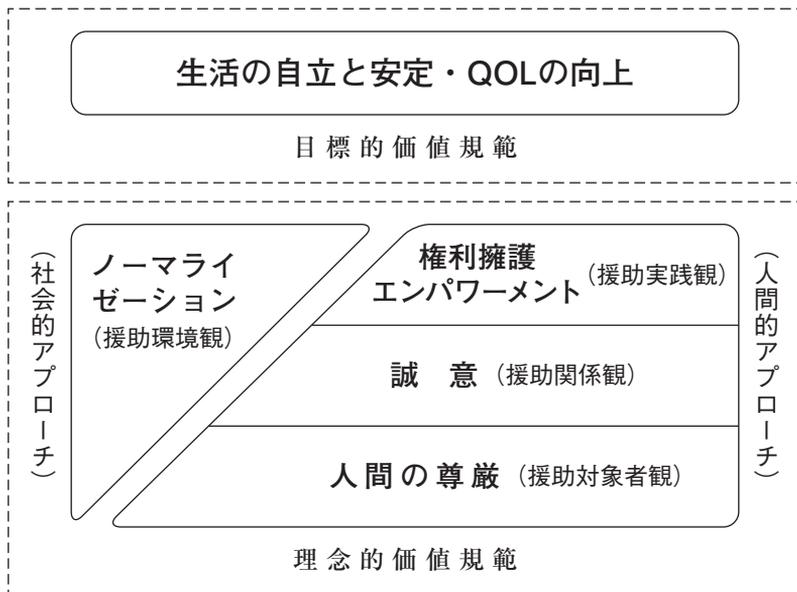


図 「誠意」を取入れた社会福祉援助を支える価値規範

たうえで、人間とどう向きあい、かかわり合うかという視点から援助関係にむけられる価値規範として設定される。それは、これまでに導き出された純粹性、無私性、真摯性の3つの性格的局面から構成される誠意の一般的概念からすれば、「私利私欲をもたず、相手の立場をくみとり、正直に、まごころをもって、まじめに事にあたる気持ち」をもって向きあい、かかわり合うものである。さらに、誠意をもって人間と向きあい、かかわるなかでどのように社会福祉援助活動を行うのかという視点から援助実践にかかわる価値規範として「権利擁護」と「エンパワーメント」が設定される。

人間をどのようにとらえ、理解するかという視点からアプローチする「人間の尊厳」、人間とどのように向きあい、かかわるかという視点からアプローチする「誠意」、そして、人間にどのような社会福祉援助を行うのかという視点からアプローチする「権利擁護」「エンパワーメント」に対して、人間が生きていく社会はどうあるべきかという視点からアプローチするのが「ノーマライゼーション」である。ノーマライゼーションの理念は、すべての人間がふつうの暮らしを営むことができるよう社会のシステムに具現化され、反映させていくものである。

社会福祉援助の視点と枠組みからこれらの価値規範は、援助対象者にむけられる価値規範としての「人間の尊厳」、援助関係にむけられる価値規範としての「誠意」、援助実践にむけられる価値規範としての「権利擁護」「エンパワーメント」、援助環境にむけられる価値規範としての「ノーマライゼーション」としてそれぞれに機能をもって構造化され、設定することができる。ここに設定する価値規範は、社会福祉援助を展開していくうえで援助者としての思いや思惟、思想、姿勢などを表す理念に該当する価値規範としての性格をもつことから理念的価値規範と呼称する。

理念的価値規範をもって社会福祉援助が展開されるなかで、目指される到達点にむけての目標としての価値規範（目標的価値規範）が設定されることになる。社会福祉援助の目標として設定される価値規範としては後述する「生活の自立と安定」、「QOL（quality of life）の向上」があげられよう。

IV. 社会福祉の対象者の特性上からのアプローチ

誠意がむけられる対象は限定されるものではなく、誠意をむける存在によって定められる。要支援状態に陥ることのないよう予防の取組などを含めた範囲から社会福祉をとらえた場合、その対象は健常者を含むすべての人たちとなり、福祉サービスの提供など具体的な援助をもっての取組みとして社会福祉をとらえた場合、要支援の高齢者や障害者など生活上の援助を必要とする人たちが対象となる。すべての人たちとして健常者を想定すれば、同者は自らの意思に基づき判断し、行動できる自助的自立が可能な存在といえる。対して、援助を必要とする人たちを想定すれば、自らの意思や権利を主張し、護ることに限界が認められる存在といえる。後者の存在においては社会福祉の援助をもって依存的自立を目指すことになる。このような対象者の特性から社会福祉援助において求められる視点が先にあげた理想的価値規範の一つである「権利擁護」である。

権利擁護の語には多義的な性格がうかがわれるが、「判断能力の不十分な人々または判断能力はあっても従属的な立場に立って、それらの人々の権利行使を擁護し、ニーズの実現を支援すること」(秋元 2015)¹⁴⁾、であり、「社会福祉サービス利用者の権利主張を支援し、代弁・弁護する活動として位置づけられる。さらには利用者の主張、権利獲得のプロセスを重視し、利用者の主体性に価値をおく概念」(高山 1999)¹⁵⁾とされている。このような権利擁護においては対象者それぞれの心身状況や生活歴、生活環境、家族関係、地域とのかかわりなど幅広い範囲から情報を集め、対象者の立場に立った援助が求められることになり、援助を行う者と対象者との密接で良好な関係性が要求される。さらにいえば両者の関係には信頼関係が必要となり、信頼できないと認識された相手との間に権利擁護は成り立ち難くなる。

社会福祉の対象者に誠意がむけられる場合、誠意に含まれる性格的局面としての純粋性、無私性、真摯性のいずれの局面ともに信頼関係の構築を図るうえで有効に作用するものと考えられるが、留意しなければならないのが誠意の方向性であり、主観性の排除といえよう。ここでいう誠意の方向性とは、むけられる誠意によって対象者がどのような方向にすすんでいくのかを意味する。社

会福祉援助で目指される到達点として設定される目標は、先述のとおり対象となる人たちの生活の自立と安定、QOLの向上であるといえよう。

社会福祉の領域でいう自立とは「福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨として、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する」として社会福祉法（第3条）にも述べられているような対象者の有する能力に応じた自立をいい、何の援助も必要としない自助的な自立ばかりを指すものではなく、最大限に自分の力を引き出し、発揮できる状態をいう依存的自立を含む¹⁶⁾。また、QOLの向上とは、物理的・経済的な豊かさを表す客観的QOLと本人の価値観や人生観に関連した満足感などを表す主観的QOLの範囲から「本人の意向を最大限に尊重しながら、各人に与えられた条件や状況（客観的QOL）を改善し、最終的には、1人ひとりが望む生き方や人生の道筋を少しでも実現していくことをめざす」（稲沢 2008）¹⁷⁾ ものである。誠意は、このような社会福祉援助の目標とする生活の自立と安定、QOLの向上の方向にむけられるものでなければならない。そのためには生活の自立と安定、QOLの向上にむけてのニーズを把握することが大切であり、ニーズを優先したなかで誠意が対象者にむけられることとなる。

誠意をむける存在としての自己にとっては、信念に基づき誠意がむけられる他者のことを思い、配慮し、懸命になったとしてもその方向性が対象者の生活の自立や安定、QOLの向上を妨げるものとなってはならない。誠意をむける存在の主観性により、むけられる誠意の方向性がニーズとは一致しない場合、対象者の生活は安定せず、自立とQOLの低下をもたらすことになる。誠意に含まれる性格としての純粋性、無私性、真摯性は、あくまでも対象者の生活の自立と安定、そして、QOLの向上の方向性にむけられるものでなければならない。さらには福祉サービスを利用者の場合などにおいては権利擁護の視点が付加される必要がある。

V. おわりに

本論考で得られた主な知見について以下にまとめてみたい。

①生活上の支援を必要とする人たちの個別的なニーズに対応する取組みとしての社会福祉は基本的に人と人のかかわりを通じて問題解決を図る。その人と人のかかわりは良好な関係性が求められる。社会福祉における人と人のかかわりは、援助者と援助対象者間をはじめ、社会福祉実践が事業所や施設などの組織、さらには地域において展開されるなかで組織に所属する構成員間や他の組織や地域のさまざまなメンバーとの間で生じる。人とのかかわりや人間関係を基盤に醸成された観念としての誠意は、わが国において長年にわたって受け入れられながら形成され、価値づけられる。

②誠意の概念は生きかたやものの考え方という個人の観念にとどまることなく、倫理、規範の基準となって家庭、職場、地域など集団、組織、社会のレベルで普遍化されている。このことから、誠意は人と人のかかわりをもってアプローチする「実践としての社会福祉」に作用するだけではなく、「制度としての社会福祉」にも作用する。すなわち社会福祉の政策、法令、制度、経営、サービス、援助活動の一連のプロセスに誠意の概念をあてはめることができる。

③誠意は純粋性、無私性という性格から、むけられる対象である他者に対しての人格を尊重する概念であるということ、とりわけ無私性から、他者の立場に立ち、意向を尊重する価値が込められるものである。加えて誠意の性格にあげられる真摯性から、むけられる対象に対して純粋性、無私性をもって真剣に向きあう姿勢が込められる。他者に対して人格を有する人間（あるいはひとり一人の人間から構成される集団、組織、地域、社会）として尊重することが誠意の基本であり、社会福祉の根源的な価値規範としてあげられる「人間の尊厳」と共有する価値が認められる。

④誠意がむけられる対象は限定されるものではなく、誠意をむける存在によって定められる。誠意をむける存在が、誰に（どこに）誠意をむけるのかを決めることになる。障害者、高齢者、貧困者など社会福祉の援助が必要な人たちも誠意がむけられる対象であり、これらの人たちを含めたすべての人たちにむけることができる誠意は「ノーマライゼーション」の理念とも共有する価値をもつ。誠意は、人（集団、組織、地域、社会）と人（同）とが対等であること

を前提として、対象となる他者の主体性を確保しながら真剣に向かい合うことを意味する。

⑤誠意の概念を社会福祉の価値規範として位置づけ、社会福祉の基盤となる理念である「人間の尊厳」や「ノーマライゼーション」、さらには実践上に要求される理念としての「権利擁護」「エンパワーメント」を含めた枠組みのなかで社会福祉援助の視点から構造化すると、「人間の尊厳」「誠意」「権利擁護」「エンパワーメント」は人間にむけられる価値規範として、また、「ノーマライゼーション」は人間が存在する社会にむけられる価値規範として設定される。これらの価値規範は、社会福祉援助を展開していくうえで援助者としての思いや思惟、思想、姿勢などを表す理念に該当する価値規範としての性格をもつ(理念的価値規範)。

⑥社会福祉援助の視点と枠組みから、理念的価値規範としての「人間の尊厳」は人間をどのようにとらえ、理解するかという援助対象者にむけられる価値規範、「誠意」は人間とどう向きあい、かかわり合うかという援助関係にむけられる価値規範、「権利擁護」「エンパワーメント」は人間にどのような援助を行うのかという援助実践にむけられる価値規範、そして、「ノーマライゼーション」は人間が生きていく社会はどうあるべきかという援助環境にむけられる価値規範としての意味をもって位置づけられ、構造化される。

⑦社会福祉の対象者に誠意がむけられる場合、誠意に含まれる性格としての純粋性、無私性、真摯性のいずれの局面ともに信頼関係の構築を図るうえで有効に作用するものと考えられるが、留意しなければならないのが誠意の方向性であり、主観性の排除である。社会福祉の目標は人びとの生活の自立と安定、QOLの向上にあり、誠意もその方向にむけられるものでなければならない。誠意をむける存在としての自己にとっては信念に基づき誠意がむけられる他者のことを思い、配慮し、一生懸命になったとしても、その方向性が対象者の生活の自立と安定、そして、QOLの向上を妨げるものとなってはならない。さらには高齢者や障害者など福祉サービス利用者で誠意がむけられる場合、権利擁護の視点が付加されることが大切である。

本稿では誠意の概念を社会福祉の領域にあてはめて検討を試みた。特にマク

口の視点から社会福祉の価値規範に焦点をあててアプローチするものであったが、本稿で得られた知見を踏まえさらに次号では社会福祉のメゾレベルに位置する福祉経営の領域に視点をおきながら誠意の検討を試みてみたい。

文 献

- 1) 倉田康路 (2018) 「社会福祉と『誠意』 — かかわりの概念としての誠意の含意と諸相 —」『西南学院大学人間科学論集 (第 14 巻第 1 号)』西南学院大学学術研究所, 195-216.
- 2) 一番ヶ瀬康子 (1994) 『一番ヶ瀬康子社会福祉著作集第 1 巻 社会福祉とは何か』労働旬報社, 214.
- 3) 『社会保障制度に関する勧告』(1950) 社会保障制度審議会.
- 4) 一番ヶ瀬康子 (1994) 『前掲』2) 214.
- 5) 稲沢公一 (2008) 「対人援助とは — 一人を助けるとはどういうことなのか —」稲沢公一・岩崎晋也『社会福祉をつかむ』有斐閣, 12-19.
- 6) 稲沢公一「前掲」5) 12-19.
- 7) 秋山智久 (2016) 『社会福祉の思想入門 — なぜ人を助けるか —』ミネルヴァ書房, 58-59.
- 8) 古川孝順 (2001) 『社会福祉の運営 — 組織と過程 —』有斐閣コンパクト, 3-4.
- 9) 秋山智久『前掲』7) 59.
- 10) 山口明穂・和田利政・池田和臣編 (2016) 「価値」『国語辞典 (第 11 版)』275.
- 11) 倉田康路 (2001) 「高齢者福祉施設におけるサービスの質の変遷」『関西学院大学社会学部紀要 (第 89 号)』関西学院大学, 71-83.
- 12) 加藤博史 (2011) 『福祉とは何だろう』ミネルヴァ書房, 9.
- 13) 金子充「社会福祉の理念」(2015) 松原康雄・坏洋一・金子充『社会福祉』中央法規, 4-5.
- 14) 秋元美世 (2015) 「権利擁護の理論と構造」『社会福祉と権利擁護 — 人権のための理論と実践 —』有斐閣アルマ, 73-79.
- 15) 高山直樹 (1999) 「ソーシャルワークと権利擁護」『ソーシャルワーク研究 (25-2)』相川書房, 98-105.
- 16) 古川孝順 (1999) 「これからの社会福祉」古川孝順・松原一郎・社本修編『社会福祉概論』, 有斐閣, 9-10.
- 17) 稲沢公一 (2008) 「クオリティ・オブライフ — 1 人ひとりの満足感を高めようとする理念 —」稲沢公一・岩崎晋也『社会福祉をつかむ』有斐閣, 256.